

第 6 3 号議案

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）及び
亀岡市水道事業分担金条例（平成 2 1 年亀岡市条例第 4 0 号）の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金
条例の一部を改正する条例

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 4 3 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 5 0 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

（亀岡市水道事業分担金条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市水道事業分担金条例（平成 2 1 年亀岡市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(亀岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第50条第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者について適用し、施行日前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者については、なお従前の例による。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。